

## 長野地方最低賃金審議会 第1回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和6年4月17日 公開

開催日時 場所	令和5年8月1日 14時30分～14時45分 長野労働局 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3人	定数 3人
	労働者代表委員	出席 2人	定数 3人
	使用者代表委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会の運営規程について 2 中央最低賃金審議会の審議状況について 3 今後の審議の進め方について 4 その他		
議 事 録 古畑賃金室長 それでは定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会 令和5年度第1回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。 本日は令和5年度第1回目の部会でありますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。 定足数の確認でございます。本日の出席者は、委員9名中8名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告いたします。なお、事務局で同要綱第3条に基づき、公開の公示をしたところ、7件の傍聴の申し込みがあり、本日、傍聴していただいておりますことを報告させていただきます。また、報道機関2社が取材に見えております。 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。 まず「長野県最低賃金専門部会の委員紹介」についてですが、資料 1の当専門部会委員名簿の配付により、各委員の御紹介に代えさせていただきますと思います。 続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。 選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において「同法第24条第2項の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用する」と定められておりますことから、従来、公益委員の御協議により決めていただいておりますが、本年度も従来どおりとすることよろしいでしょうか。			

( 労使委員の了承を確認 )

古畑賃金室長

それでは公益委員で御協議方、よろしくお願いいいたします。  
御協議が整いましたら、御発表をお願いいいたします。

山本委員

それでは、山本から部会長及び部会長代理について発表します。  
部会長は、倉崎委員、部会長代理は、沼尾委員となりました。

古畑賃金室長

ありがとうございます。確認させていただきます。部会長に倉崎委員、部会長代理に沼尾委員とのことですが、よろしいでしょうか。

( 委員全員の了承を確認 )

古畑賃金室長

それではこれからの審議につきまして、倉崎部会長よろしくお願いいいたします。

倉崎部会長

部会長に就任いたしました倉崎でございます。よろしくお願いいいたします。冒頭のご挨拶につきましては、先ほど、本審で述べておりますので、割愛とさせていただきます。では、さっそくに次第に沿って議題に入ってまいりたいと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、議題(1)長野県最低賃金専門部会の運営規程について、事務局から説明をお願いいいたします。

古畑賃金室長

資料No.3の長野県最低賃金専門部会運営規程を御覧いただきたいと思います。

本年度第1回本審において御承認いただきました、資料No.2「長野地方最低賃金審議会運営規程」の第9条に基づいて定めるものでございまして、昨年度と同じものです。

説明は以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました長野県最低賃金専門部会運営規程につきまして、御質問、御意見などはございますでしょうか。

よろしいですか、従前どおりということで。それでは、この規程に基づいて、本年度の専

門部会を運営することといたします。規程に基づきまして、議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは竹村委員をお願いいたします。使用者代表委員からは中村委員をお願いいたします。

次に議題（２）中央最低賃金審議会の審議状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

古畑賃金室長

中央最低賃金審議会の審議状況につきましては、先ほど開催されました第２回本審において説明させていただきましたところです。概要は令和５年６月３０日に目安の諮問がなされ、以降５回の小委員会で審議が行われました。第５回目の７月２８日に目安小委員会報告がまとめられ、同日の７月２８日に本審に報告、答申に至ったということでございました。採択状況、答申内容は本審でご説明申し上げたとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、委員の皆様から御質問などはございますか。

それでは議題（３）今後の審議の進め方について、に入ります。事務局で説明をお願いいたします。

古畑賃金室長

今後の審議の進め方について、二つ説明させていただきます。

一つ目は専門部会における、公労使の三者が集まって議論を行う部分の公開についてです。

お手元の４「長野地方最低賃金審議会会議公開要綱」の別紙の「審議会等の公開・非公開について」の２の（２）で「長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について第１回部会は公開とし、第２回以降は金額審議を含む審議となるため非公開とする。」とされていましたが、「第２回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と７月３日の第１回総会及び７月１８日の第１回運営問題小委員会にて変更修正について御承認いただきました。今後の本専門部会については、部会長は、三つのいずれかのおそれがある場合等において会議を非公開とすることができるとし、公労使三者が集まって議論を行う部分については原則公開することについて提案いたします。

二つ目は今後の審議日程についてです。

第２回の本専門部会を８月３日午前１０時から、第３回の本専門部会を８月４日午前１０時から、予備日として８月７日午前１０時からの開催を予定しております。

あくまで、現時点における予定であります。第3回目ないし予備日の第4回専門部会で最終的な金額審議を行っていただき、専門部会長報告として取りまとめていただく予定としております。

専門部会長報告につきましては、8月7日午後3時から開催の第3回本審におきまして会長あて報告いただき、長野県最低賃金の改正について長野労働局長へ答申をいただく予定としております。

第2回以降の専門部会の会場は、長野労働局2階会議室、本審審議会の会場はホテル信濃路2階 穂高 となります。お忙しいところ恐縮ですが、御出席について、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明を大きく分けると、会議の公開、非公開についての話と、今後の日程等に関するお話でしたが、委員の皆様から何かこの点について御質問などはございますか。

よろしいですか。

それでは、最後に議題(4)その他ですが、事務局のほうで何かございますか。

古畑賃金室長

特にありません。

倉崎部会長

それでは、現時点で労働者代表委員のほうから、何か今後の進行等についてご意見等ございますか。

よろしいですか。

倉崎部会長

使用者代表委員のほうから、今後の進行等について何かございますか。

ございませんか。

それでは、先ほど事務局から御説明いただいたとおり、次回の専門部会から、長野県最低賃金の改正に関する金額審議に入りますので、労側・使側共、長野県最低賃金の改正に向けた基本的な考え方などの発表を御準備いただきますようお願いいたします。

それでは、ほかになければ、本日はこれで閉会といたします。

お疲れさまでございました。

閉 会